

## 公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 第三者による合同演説会の開催の解禁

一 各選挙につき、公職の候補者以外の者又は衆議院名簿届出政党等以外の者は、次の場合においては、当該選挙の選挙運動の期間中、それぞれの合同演説会を開催することができるものとする。

① 公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催することについて当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全ての公職の候補者の同意を得た場合 当該同意をした公職の候補者のうち二人以上の公職の候補者の合同演説会

② 衆議院名簿届出政党等以外の者が二以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催することについて当該選挙区の全ての衆議院名簿届出政党等の同意を得た場合 当該同意をした衆議院名簿届出政党等のうち二以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会

二 一により開催される合同演説会（以下「第三者開催合同演説会」という。）においては、一の①の合同演説会にあっては公職の候補者及びその指定する演説者は当該公職の候補者の選挙運動のための演説を、一の②の合同演説会にあっては衆議院名簿届出政党等の指定する演説者は当該衆議院名簿届出政党

等の選挙運動のための演説をすることができるものとする。

三 第三者開催合同演説会につき選挙運動のために使用する文書図画は、第三者開催合同演説会の会場外においては掲示することができないものとする。

(第百六十四条の二の二関係)

## 第二 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。 (附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（パンフレット又は書籍の頒布） 第四百十二条の二 「略」</p> <p>2 前項のパンフレット又は書籍は、次に掲げる方法によらなければ、頒布することができない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等に所属する者（参議院名簿登載者を含む。次号及び次項において同じ。）である当該衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における公職の候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる合同演説会で第六十条の二の二第一項の規定により開催されるものの会場内における頒布</p> <p>イ 当該衆議院名簿届出政党等を含む二以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会</p> <p>ロ 当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等に所属する者である当該衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における公職の候補者を含む</p>	<p>（パンフレット又は書籍の頒布） 第四百十二条の二 「略」</p> <p>2 前項のパンフレット又は書籍は、次に掲げる方法によらなければ、頒布することができない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等に所属する者（参議院名簿登載者を含む。次項において同じ。）である当該衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における公職の候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布</p> <p>〔新設〕</p>

二人以上の公職の候補者の合同演説会（当該二人以上の公職の候補者の全てが当該衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等に所属する者である場合に限る。）

3・4 「略」

（第三者開催合同演説会）

第六十四条の二の二 各選挙につき、公職の候補者以外の者又は衆議院名簿届出政党等以外の者は、次の各号に掲げる場合においては、当該選挙の選挙運動の期間中、当該各号に定める合同演説会を開催することができる。

一 公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催することについて当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全ての公職の候補者の同意を得た場合 当該同意をした公職の候補者のうち二人以上の公職の候補者の合同演説会

二 衆議院名簿届出政党等以外の者が二人以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催することについて当該選挙区の全ての衆議院名簿届出政党等の同意を得た場合 当該同意をした衆議院名簿届出政党等のうち二人以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会

2 前項の規定により開催される合同演説会（以下「第三者開催合同

3・4 「略」

〔新設〕

演説会」という。)においては、同項第一号に定める合同演説会にあつては公職の候補者及びその指定する演説者は当該公職の候補者の選挙運動のための演説を、同項第二号に定める合同演説会にあつては衆議院名簿届出政党等の指定する演説者は当該衆議院名簿届出政党等の選挙運動のための演説をすることができる。

3) 第三者開催合同演説会につき選挙運動のために使用する文書図画は、第四百三十三条第一項第四号の規定にかかわらず、第三者開催合同演説会の会場外においては掲示することができない。

(他の演説会の禁止)

第六百六十四条の三 選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う個人演説会、政党演説会及び政党等演説会並びに第三者開催合同演説会を除くほか、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができない。

2 公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催すること、候補者届出政党以外の者が二以上の候補者届出政党の合同演説会を開催すること及び衆議院名簿届出政党等以外の者が二以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催することは、第三者開催合同演説会として開催するほかは、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(個人演説会等及び街頭演説における録音盤の使用)

第六百六十四条の四 個人演説会、政党演説会及び政党等演説会並びに

(他の演説会の禁止)

第六百六十四条の三 選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を除くほか、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができない。

2 公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催すること、候補者届出政党以外の者が二以上の候補者届出政党の合同演説会を開催すること及び衆議院名簿届出政党等以外の者が二以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催することは、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(個人演説会等及び街頭演説における録音盤の使用)

第六百六十四条の四 個人演説会、政党演説会及び政党等演説会並びに

第三者開催合同演説会並びに街頭演説においては、選挙運動のため、録音盤を使用して演説することを妨げない。

(近接する選挙の場合の演説会等の制限)

第六十五条の二 何人も、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三百メートル以内の区域において、選挙運動のためにする演説会(第三者開催合同演説会及び選挙運動のためにする演説を含む。)を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすること及び第六十四条の二第一項ただし書の規定により自動車又は船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすることも、また同様とする。

(特定の建物及び施設における演説等の禁止)

第六十六条 何人も、次に掲げる建物又は施設においては、いかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができない。ただし、第一号に掲げる建物において第六十一条の規定による個人演説会、政党演説会若しくは政党等演説会又は第三者開催合同演説会を開催する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅を除く。)

街頭演説においては、選挙運動のため、録音盤を使用して演説することを妨げない。

(近接する選挙の場合の演説会等の制限)

第六十五条の二 何人も、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三百メートル以内の区域において、選挙運動のためにする演説会(演説を含む。)を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすること及び第六十四条の二第一項ただし書の規定により自動車又は船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすることも、また同様とする。

(特定の建物及び施設における演説等の禁止)

第六十六条 何人も、次に掲げる建物又は施設においては、いかなる名義をもつてするを問わず、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができない。ただし、第一号に掲げる建物において第六十一条の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催する場合は、この限りでない。

一 [同上]

二・三 〔略〕

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 八 〔略〕

八の二 第六十四条の二第一項の規定に違反して立札若しくは看板の類を掲示しなかつた者又は同条第二項若しくは第四項若しくは第六十四條の二の二第三項の規定に違反して文書図画を掲示した者

八の三 十 〔略〕

2 〔略〕

二・三 〔略〕

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 八 〔略〕

八の二 第六十四条の二第一項の規定に違反して立札若しくは看板の類を掲示しなかつた者又は同条第二項若しくは第四項の規定に違反して文書図画を掲示した者

八の三 十 〔略〕

2 〔略〕